

東大和田保育園 運営仕様書

令和3年6月

設置・運営事業者が行う運営の細則は、この運営仕様書による。

1、基本条件

- (1) 設置・運営事業者(以下「事業者」という。)自らが運営にあたること。
- (2) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (3) 保育園の管理については、事業者が責任を負うものとする。
- (4) 保育内容については、国の示す保育所保育指針に基づき実施すること。
- (5) 後記6に示す引き継ぎに係る委託契約後直ちに、本市・東大和田保育園に在園している児童の保護者・事業者によって構成する三者協議会(仮称)を設置し、保育内容及び質の維持・向上等に関し、保護者に不安が生じないよう三者により協議・調整を図るものとする。

2、園名・定員等について

- (1) 新園の名称は、設置・運営事業者の決定後、保護者及び本市と協議の上決定する。
- (2) 定員については、下記を基本的な定員構成とする。ただし、申請日時点における東大和田保育園の在園児数及び新規の見込まれる入園児数を考慮し、これを超える提案についても可能とする。
また、近隣の小規模保育事業所等の卒園児の受け皿となる為の定員構成とすること。

0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス
6人	15人	15人	30人	30人	30人

※内5名は障がい児を受け入れる為の枠とする。

※特定の小規模保育事業所等を連携施設とすることは認めない。

- (3) 受入クラスは0歳児クラスから5歳児クラスとする。
- (4) クラス名は以下の通りとする。
0歳児クラス(ひよこ) 1歳児クラス(りす) 2歳児クラス(うさぎ)
3歳児クラス(ぱんだ) 4歳児クラス(きりん) 5歳児クラス(らいおん)
- (5) 定員は以下の内容を考慮し設定すること。
 - ① 0～5歳児の定員については(2)に記載の定員構成と同等以上とすること。
 - ② 3～5歳児の定員については小規模保育事業所等の受け皿となるような定員とすること。
 - ③ 下の年齢児より少ない定員を上の子で設定はしないこと。

3、開園時間・休園日

(1) 延長保育時間を含めた開園時間は、下記のとおりとする。なお、設置・運営事業者の提案により、この時間帯を超えて開園することは妨げない。

平日：7：15 ～ 19：15

土曜日：7：15 ～ 18：15

(2) 下記に示す日以外を休園日としないこと。なお、①②を開園日とする場合は、あらかじめ市川市との協議を必要とする。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

③ 年末年始(12月29日から1月3日)

4、職員配置条件等について

関係法令を遵守するほか、下記の(1)から(16)によるものとする。

(1) 以下の職員を必ず配置すること。

なお、「⑦事務員」を除き、市川市立東大和田保育園にて引継ぎ保育を実施した職員を配置すること。

① 施設長(園長)(以下「施設長」という。) ② 主任保育士

③ 保育士(クラス担任保育士、フリー保育士含む) ④ 栄養士 ⑤ 調理員

⑥ 看護師 ⑦ 事務員

(2) 施設長の配置については、下記を遵守すること。

① 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、園の運営について迅速かつ確かな判断ができる常勤かつ専任の者であって、認可保育所、公立保育園または認定こども園(幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園)(以下、「認可保育所等」という。)において、10年以上常勤保育士としての保育実務経験を有するものとする。

② 保育士資格を有すること。

③ 保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、開設後3年間は施設長を変更しないこと(やむを得ず変更する場合は本市の同意が必要であり、かつ変更後の職員は引継ぎ保育を実施した主任保育士とすること)。

(3) 主任保育士は、保育士資格を有し、クラス担任保育士、フリー保育士、その他保育士の配置を必要とする事業等の担当保育士のいずれにも充てることなく、専ら主任保育士としての役割を担う者であって、常勤かつ専任の者であり、認可保育所等において、7年以上常勤保育士としての保育実務経験を有するものとする。

(4) 保育士(クラス担任保育士、フリー保育士含む)の配置については、以下の【保育士配置基準】を遵守すること。

① 配置基準については、児童のクラス年齢毎に定める市の基準に準ずるものであること。この他に、障がい児が入園する場合には、障がいの程度に合わせ、概ね障がい児3人に対し1人以上の保育士を配置するものとする。

【保育士配置基準】

クラス年齢	児童数に対応して配置される保育士数
0 歳児	3 名に対し保育士 1 名以上
1 歳児	5 名に対し保育士 1 名以上
2 歳児	5 名に対し保育士 1 名以上
3 歳児	20 名に対し保育士 1 名以上
4 歳児	30 名に対し保育士 1 名以上
5 歳児	30 名に対し保育士 1 名以上
上記のほかにフリー保育士 1 名以上	

- ② ①に該当する保育士は、保育士資格を有し、常勤かつ専任の者とし主任保育士は含めないこと。
- ③ 児童処遇向上と職員の待遇改善のため保育士の加配に努めること。
- (5) 各年齢児クラスに、クラス担任保育士を配置すること。クラス担任保育士は、保育実務経験年数に十分配慮し、認可保育所等において、6年以上常勤保育士としての保育実務経験を有する者が1/3以上含まれること。また、当該保育士は、保護者からの子育てに関する相談や質問に対し、適切に対応できる者であること。
- (6) フリー保育士については、認可保育所等において、6年以上常勤保育士としての保育実務経験を有する者が1/3以上含まれること。また、当該保育士は、保護者からの子育てに関する相談や質問に対し、適切に対応できる者であること。
- (7) 栄養士は、常勤の者であり、栄養士免許を有する者とする。
- (8) 調理員は常勤かつ専任の者とする。また、調理員の配置については公定価格の基本分単価で定める調理員の職員数に加え、更に2名以上配置すること。
- (9) 看護師は常勤であり、看護師免許を有する者とする。また、開園時間内における児童の発熱、体調不良、怪我などに対し迅速に対応できる体制を整備し、保護者からの児童の健康面や発育に関する相談や質問に対し、専門的知識、技術及び判断をもって十分に対応できる資質を持つ者であること。
- (10) 事務員は常勤かつ専任とし、原則として事務用務(経理・用務員業務等)を行うこと。また、事務員は保育士(施設長及び主任保育士含む)の事務負担の軽減を目的として配置するため、原則上記の保育士には事務用務を行わせないこと。
- (11) 事業者の運営上の理由による保育士の年度途中の交代は行わないこと。
- (12) 職員の採用及び雇用管理にあたっては、労働関係法令を遵守すること。
また、市川市公立保育園で就業している任期付職員、会計年度任用職員の中に採用希望者がいる場合は、積極的に雇用すること。
- (13) 保育に従事するパート職員を採用する場合は、保育士資格を有する又は育児経験がある者等であって、児童や保護者に対する理解のある者を採用すること。
- (14) 事業者は、保育に従事する職員に対し定期的に研修等を実施するとともに、本市や国、県及びその他の団体が、保育に関する知識・技能の向上に関し実施する研修等に、対象となる職員が参加できるよう環境及び体制を整備し、当該研修等に職員が参加した場合には、その内容を全職員に周知すること。

(15) 事業者は職員の定着のため、職員の処遇、福利厚生の充実、ワークライフバランスへの取り組みや健康管理等に十分配慮し、雇用すること。

なお、保育士等への給与については、市川市処遇改善加算を適用し、公立の保育士に準じた給与体系とすること。

(16) 職員の異動がある場合は保育内容等に関する十分な引継ぎを行うこと。

5、事業内容及び保育の内容について

(1) 保育の目標とそれを具体化した年齢ごとのねらいと内容を定める保育計画（散歩等の園外保育を含む）のほか、保育計画に基づいて保育を展開するために、年間・月間・週間の指導計画をそれぞれ立て、これに沿った保育を行うこと。

(2) 1日の保育の流れは市川市立東大和田保育園の実施している保育の流れを継続し特に留意し、これを確実に行うこと。

(3) 保育に必要な物品の持参等に関し、現状の市川市立東大和田保育園での保護者の負担を超える新たな負担を保護者に求めないこと。

(4) 実費負担及び上乗せ負担の設定にあたっては、市川市立東大和田保育園の現状の保育を継続する観点から、現状の利用者負担の内容と同程度とすること。また、新たな徴収は行わないこと。

※現状の利用者負担の内容については下記のとおり

・ 記念写真等の現像代（希望者のみ）

・ 日本スポーツ振興センターの共済掛金 240円（任意）

(5) 運動会などの行事については、現行どおり確実に実施すること。

(6) 延長保育の時間帯についても、「4. 職員配置条例等について(4)①」に定める【保育士配置基準】の職員配置人数を満たし、かつ2名は下らないこと。

(7) 通常保育以外の事業(サービス)として、市川市立東大和田保育園で実施している延長保育、障がい児保育を実施すること。

なお、障がい児の受け入れ枠として、5名分を確保すること。

(8) (7)に記載の事業以外の事業を実施する場合、事業の内容によっては「市川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性をとるため、また、認可保育所基準と同等の基準であり、公私連携型保育所として届出を行った児童福祉施設としての実施の妥当性を確認するため、本市や千葉県との調整が必要となる場合がある。

なお、事業を実施する場合には、事業が継続的に実施できる体制(職員配置や施設整備等)を整えること。

(9) 地域交流や行事への招待など、地元自治会、近隣住民との良好な関係づくりに努め、保育所地域活動事業を実施すること。

(10) 本市の保育ボランティア関係マニュアルに基づき、ボランティアの受け入れを行うこと。この場合において、施設長は、事前にボランティア希望者と面接し、ボランティアの内容について十分に理解させた上でボランティアの受け入れを行うこと。

(11) 隣接している公園を代替地として指定している他の保育所園児に対し、必要に応じて子ども用トイレの貸出しに応じること。

- (12) 市川市マイ保育園登録事業を実施すること。
- (13) 保育園の運営について、保護者と定期的な話し合いの場を設け、相互理解に努めること。運営開始前に保護者説明会を実施するとともに、特に、初年度については、年度当初できるだけ早く、クラスごとの保護者会を開催すること。
- (14) 保護者とのコミュニケーションを十分に図るとともに、意見箱の設置等により園に対する要望や意見、苦情等（以下「要望等」という。）を保護者が言いやすい環境を整えること。また、社会福祉法に基づく苦情解決制度（苦情解決窓口、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員）を整備し、要望等については、本市に報告するとともに責任をもって対応すること。
- (15) 保育サービスに対する第三者評価（社会福祉法第78条に規定するもの）及び協定内容の履行状況について、本市が必要に応じて実施する監査を受け入れること。
- (16) 開園後（民営化後）少なくとも1年間は1(5)で定める三者協議会（仮称）を開催するものとする。また、本市が、保護者からの要望等を精査し、三者協議会（仮称）の開催が必要と認めた場合には、事業者は三者協議会（仮称）の開催を拒否してはならないものとする。
- (17) 保育内容及び質の維持・向上等を図るため、新たなサービスを提供し又はサービスの提供方法を変更しようとする時は、保護者に意見を聴取し、本市に報告しなければならない。
- (18) 5(1)で定める各計画の重要な部分を変更する場合は、事前に本市に申し出を行い、保護者の意見聴取を経て、本市からの承認を受けなければならない。
- (19) 本市の施策として、公私連携型保育所において、新たな保育施策（医療的ケアの実施等）の実施が決定した時は、本市の方針を理解し、該当する児童を受入れ、基準に従って保育を実施すること。

6、引継ぎ保育について

- (1) 東大和田保育園の現状の保育内容を引き継ぐため、次の点を踏まえて引継ぎ保育の実施を行うこと。なお、詳細については別で定める東大和田保育園引継ぎ保育仕様書によるものとする。
 - ① 引継ぎ保育の期間は令和4年4月1日から令和5年3月末日までの1年間とし、令和4年4月1日から令和4年12月末日までは「引継ぎ保育前期」とし、令和5年1月1日から令和5年3月末日までは「引継ぎ保育後期」（以下「合同保育」という。）とする。
 - ② 引継ぎ保育に際しては、子ども一人一人の適応状況に配慮し、十分に適応できるよう最大限努力するとともに、予定の期間内に適応できなかった子どもがいた場合の対応については、適応に向けて本市の指示に従うこと。また、円滑な事業実施に向け、相互理解に努めること。

7、保育環境について

- (1) 各クラスの名称などは、原則として変更しないこと。ただし、三者協議会（仮称）による了承を受けた場合は、変更することができるものとする。
- (2) 職員全員による園児把握を基本とし、子ども一人一人への理解を深め、受容するよう努めること。延長保育に入るときは、子どもの状況についての一日単位での職員間の引継ぎを適切に行うこと。
- (3) 基本的な生活習慣について、一人一人の子どもの状況に応じて対応すること。
- (4) 子どもが主体的に活動できる環境を整備すること。
- (5) 身近な自然や社会と関われるような取り組みをすること。
- (6) さまざまな表現活動が自由に体験できるよう配慮すること。
- (7) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮すること。
- (8) 子どもの人権に十分配慮するとともに、互いに尊重する心を育てられるよう配慮すること。
- (9) 性差への先入観による固定的な観念や性別分業意識を植え付けないよう配慮すること。
- (10) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備すること。日常的に屋内外の清掃を行い、遊具の衛生・安全面に配慮すること。
- (11) 生活の場に相応しい環境とする取り組みをすること。
- (12) 適正な睡眠環境を整えること。
- (13) 子どもの人権を尊重し、人格を辱める言動や行為を行わないこと。これに反するような行為を発見した場合の対応については10(2)に準じる。
- (14) 宗教・外国人等の多様性に十分な配慮を行なうこと。これに反するような行為を発見した場合の対応については10(2)に準じる。
- (15) 保育の質を高めていくために、全職員間でのコミュニケーションを十分に図るとともに良好な関係の構築に努めること。

8、事故防止・安全対策について

- (1) 日々の施設等の点検作業を行い、施設等の安全性を保つこと。
- (2) 事故や非常災害及び危機管理に対応できるマニュアルは、本市のマニュアルを活用するとともに、安全確保のための訓練等具体的な取り組みを定期的に行うこと。
- (3) 安全を確保するために、安全対策に十分配慮する。
- (4) 保育所の敷地周辺に設置する防犯カメラの映像を保育園内で確認できるようにし、不審者等が現れた際には、直ちに警察や警備会社等に連絡出来る体制を整えておくこと。
- (5) 事故等が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を本市に報告するとともに、本市の指示に従って事故の再発防止を徹底的に行うこと。また、保護者が事故等の発生に関する情報開示を要望した時は、積極的に開示に努めること。
- (6) 非常災害時における、園運営(開園等)については、本市の指示に従うこと。

9、衛生・健康管理について

- (1) 子ども一人一人の健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応すること。
- (2) 健康診断、発育測定の結果については、児童別の個票を作成して保護者や職員に伝達し、それを保育に反映すること。
- (3) 子どもの健康状況について、医療機関等に相談や連携ができる体制をとること。
- (4) 嘱託医とのかかわりを密にし、必要に応じ相談するとともに、園児に関して嘱託医に相談した内容については、園児の保護者に連絡すること。
- (5) 保健衛生については、本市のマニュアルに基づいて対応し、感染症の発生に際してはその状況を必要に応じて保護者に連絡すること。
- (6) 保護者から与薬の要望があった場合には、本市のマニュアル等に基づいて適切に対応すること。

10、虐待などへの対応について

- (1) 本市のマニュアル等に基づき適切に対応し、虐待の疑いのある園児の早期発見とその家庭に対する適切な対応を図り、必要に応じて関係機関との連携を図ると共に速やかに本市へ報告すること。
- (2) 職員による虐待の疑いが発見された場合にも、(1)と同様な対応を図ること。

11、給食について

- (1) 食事を楽しむことができる工夫をすること。
- (2) 事業者が自園で調理し、関係通知を遵守した完全給食を実施すること。
なお、完全給食とは、開園する全ての曜日において搬入等によらず、主食・副食等の全てのメニューを自園調理によって提供する給食を指す。
- (3) 給食・おやつは、本市の栄養士との引き継ぎに基づき、安全な旬のものを使った手作りを基本とすること。
- (4) 食材については、有害な食品添加物や遺伝子組換え食品などを使用することなく、安全な給食を実施すること。
- (5) 日々の献立と給食見本を保護者に示すとともに、0～2歳児はもとより、必要に応じて3～5歳児についても、子どもの喫食状況を保護者に知らせること。
- (6) 食事は、摂取量に個人差が生じたり、偏食が出やすいので、一人一人の心身の状態を把握し、楽しい雰囲気の中でとれるように配慮すること。
- (7) 保護者へ離乳食の進め方についての説明・指導をするとともに相談に応じること。
- (8) アレルギー対応食については、本市のマニュアルに基づいて実施すること。現在アレルギー食を利用している児童の食事については、市川市立東大和田保育園の栄養士から十分な引継ぎを受けること。
- (9) アレルギー児の保護者と毎月の対応内容について話し合いをすること。
- (10) 園児が体験（例：野菜作りやクッキング等）を通じて「食」の大切さを学び正しい食習慣を身につけることが出来るように、食育を行うこと。

- (11) 児童個人のニーズに合わせた給食の提供方法、形態食(刻み食やミキサー食等)や宗教食等に対応すること。

1 2、保護者の子育て支援・地域の子育て支援

- (1) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解を得るために定期的な個別面談を行うなどの機会を設けること。

- (2) 定期的により下記の各種便り等を発行し、保護者へ配布すること。なお、これ以外の便り等を発行することは妨げない。

①園だより ②クラスだより ③給食だより ④保健だより ⑤献立表

- (3) 特に、0～2 歳児については、授乳時間や睡眠時間、食事の摂食状況など、保育園での生活、家庭での生活ついて、保護者と保育者とが双方で把握することができるようにすること。

- (4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容を記録すること。

- (5) 保護者の保育ニーズを把握するための取り組みを行い、事業に反映するよう努力すること。

- (6) 公私連携型保育所として、実施すべき育児相談などの、地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行うこと。(子育て支援事業)

なお、取り組みを行うにあたっては、継続的に実施できる体制(職員配置や施設整備等)を整えること。

- (7) 近隣の人々に保育についての理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をすること。

- (8) 所在地地区の南八幡3丁目自治会と以下の点を踏まえ積極的に交流を図ること。

①地域との交流について

②保育所内の余裕スペースの貸出しについて

③隣接する公園の使用について

④上記①～③の他、南八幡3丁目自治会の要請に従って、随時協議の場を設けること。

- (9) 必要に応じて関係機関と連携し、情報の収集に努めること。

- (10) 事前に本市と協議し、園児の安全を確保した上で、小学校・中学校・幼稚園等との地域交流や体験学習等の受け入れが出来るものとする。

- (11) 事業者は、当該園の卒園児が卒園後も保育園に気軽に訪れることが出来るような雰囲気作りに努めること。

1 3、通園・通勤方法について

- (1) 通園・通勤時については、事業者の責任において次の点を守るよう保育園利用者及び保育園職員に周知・指導を徹底すること。

① 車での送迎は禁止とする。

② 周辺道路は人通りが多いため、自転車での通園・通勤時には十分注意すること。

14、経理について

- (1) 開園後の経理については、下記のとおり対応すること。
 - ① 設置する保育園専用の口座を設け、本市に届け出ること。
 - ② 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育園に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日府子本第254号等内閣府子ども・子育て本部総括官等通知)」に基づいて経理を処理するとともに、社会福祉法人は「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」、学校法人は「学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)」に基づいて資金収支計算書、事業活動計算書及び貸貸対照表等による会計処理を行うこと。
 - ③ 設置する公私連携型保育所に適用する経理規程を整備すること。
 - ④ 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。

15、その他の条件

- (1) 保育等の実施にあたっては、本市のマニュアルに沿って、園独自のマニュアルを作成し、それに基づくものとする。
- (2) 国の定める保育所保育指針や千葉県又は本市保育施策等に変更があった場合には、当該仕様書の内容の変更もあり得るものとする。
- (3) 運営にあたっては、本市が行う新設保育施設に対する運営支援を受入れ、保育の質の改善に努めること。
- (4) 施設賠償責任保険や火災保険等の必要と思われる保険について、事業者の責任において締結すること。
- (5) 事業者の定款等に変更があった場合、速やかに本市に報告すること。
- (6) 本市から協力依頼があった場合は、運営に支障のない範囲で応じること。
- (7) 業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱うこと。
- (8) 千葉県による児童福祉法等に基づく指導監査や、本市と締結する公私連携保育法人の指定に関する協定書等に基づく検査を受入れ、指摘・改善勧告等があった場合には従うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は都度協議の上、決定するものとする。